


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「新設法人説明会」のご案内 ◆「医療健康セミナー」のご案内
- ◆「カップリングパーティー」のご案内 ◆いちご通信（2021～22 冬号）
- ◆ほうじん 新春号

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
1	17	月	パソコン講座（ワード初級 1/2回目）	10：30 ～ 16：30	於：サンセルコビル（7F）
1	18	火	パソコン講座（ワード初級 2/2回目）	10：30 ～ 16：30	於：サンセルコビル（7F）
1	24	月	パソコン講座（エクセル初級 1/2回目）	10：30 ～ 16：30	於：サンセルコビル（7F）
1	25	火	パソコン講座（エクセル初級 2/2回目）	10：30 ～ 16：30	於：サンセルコビル（7F）
1	27	木	新春講演会・会員交流会	18：00 ～ 20：30	於：ソラリア西鉄ホテル（8F）

●支部の行事

月	日	曜	内容		
1	12	水	租税教室（第13支部）	9：35 ～ 12：10	於：老司小学校
1	13	木	租税教室（第12支部）	9：50 ～ 11：35	於：長丘小学校
1	14	金	租税教室（第7支部）	10：30 ～ 11：15	於：高宮小学校
1	17	月	租税教室（第7支部）	10：20 ～ 11：05	於：春吉小学校
1	19	水	租税教室（第5支部）	8：35 ～ 12：20	於：南当仁小学校
1	21	金	租税教室（第3支部）	13：40 ～ 14：25	於：舞鶴小学校

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
未定			役員会	11：00 ～ 12：00	於：福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
1	25	火	役員会	17：00 ～ 20：00	於：未定

(I) 税務カレンダー

- 1月4日 ●10月決算法人の確定申告
●4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 1月11日 ●源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月～12月分を1月20日までに納付）
- 1月20日 ●年2回納付の特例適用者の源泉所得税の納付
- 1月31日 ●源泉徴収票の交付
●支払調書の提出
●固定資産税の償却資産に係る申告
●11月決算法人の確定申告
●5月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
●給与支払報告書の提出

(II) 知らないと損する税情報

国外転出時課税制度（出国税）

税理士 堤 一 博

この「国外転出時課税制度」とは、聞き慣れない制度と思われる方も多いと思いますが、国税での令和3事務年度の上半期（7月～12月）での実地調査において、この制度の適用漏れが少なからず指摘されているようです。

この「国外転出時課税制度」は、2014年（平成26年）の税制改正大綱により導入が決定され、2015年（平成27年）7月1日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が、1億円以上の有価証券等を保有等している場合には、その有価証券等の含み益に所得税及び復興特別所得税を課税するというものです。

この税制の導入は、日本の「居住者」が、海外、特に個人のキャピタルゲイン課税のない「軽課税国」に移住（日本の「非居住者」となること）して、国外転出後、日本の「非居住者」として、多額の含み益のある株式等を売却することで課税を免れることが事実上可能であって、これを防止する必要があったことに起因しています。所得税法上、「非居住者」については、原則として、「国内源泉所得」（例えば、日本国内で勤務したことにより稼得する給与収入や日本国内の所在する不動産の貸付け等により賃貸収入など）のみが課税の対象となります。このことを利用して、課税を逃れるために、関係者の住所地（「居住者」・「非居住者」の判定の重要な要素）を操作することが横行し、また、親子間での国外財産の贈与に関して、国が敗訴した「武富士事件」の最高裁判決も大きな契機となりました。

簡単に言えば、キャピタルゲイン非課税国（香港、シンガポール等）に移住（日本の「非居住者」となること）して含み益のある有価証券等を売却することで、税負担を逃れることを防止するための制度です。

さて、「国外転出時課税制度」は、下図のように、2つの柱からなっています。

国外転出時課税制度	国外転出時課税	国外転出時に1億円以上の有価証券等を保有している場合には、一定の居住者に対して、国外転出の時に、対象資産の譲渡等があったものとみなして、対象資産の含み益に対して所得税が課税
	国外転出（贈与・相続）時課税	1億円以上の有価証券等を保有している人が国外転出をしていなくても、贈与、相続又は遺贈により非居住者に対象資産が移転した場合にも、その時に対象資産を譲渡等したものとみなして、対象資産の含み益に対して所得税を課税

上記のうち、「国外転出時課税」を説明します。

(1)対象者

下記の2つの要件のいずれにも該当する者。

- ・国外転出時に所有している対象資産の価額等の合計額が1億円以上であること。
- ・原則として、国外転出をする日前10年以内において、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年を超えていること

(2)対象資産

下記の3種類に限定されています。

- ・有価証券（上場・非上場の株式や投資信託、国債・地方債・社債など）
- ・匿名組合契約の出資の持分
- ・未決済の信用取引・発行日取引及び未決済のデリバティブ取引（先物取引、オプション取引など）

(3)1億円の判定

対象資産の価額は、原則として、国税庁から公表されている「財産評価基本通達」とよばれる評価基準に従って評価することとなり、含み損があるものや国外で保有しているものを含めて、そのすべての価額の合計額で判定します。

(4)申告期限等

一覧にまとめると下記のとおりです。

区分	申告期限等	評価時期
納税管理人の届け出あり	国外転出をした年分の確定申告期限までに、その年の各種所得に、この制度の適用による所得を含めて確定申告及び納税	国外転出時の時価
納税管理人の届け出なし	国外転出の時までに、その年の1月1日から国外転出の時までににおける各種所得に、この制度の適用による所得を含めて準確定申告及び納税	国外転出予定日の3か月前の時価

(5)納税猶予等

申告期限までに下記の3手続きをした場合には、国外転出日から5年を経過する日まで納税が猶予されます。

- ・国外転出時まで納税管理人の届け出をすること
- ・所得税の確定申告書に納税猶予の適用を受ける旨を記載し、所定の書類を添付すること
- ・納税猶予される所得税及び利子税額に相当する担保を提供すること

(6)帰国した場合の取り扱い

国外転出の日から5年以内に帰国をした場合で、その帰国の時まで引き続き所有等している対象資産については、国外転出時課税の適用がなかったものとして、課税の取り消しをすることができます。なお、帰国の日から4カ月以内に更正の請求又は修正申告をする必要があります。

また、5年を越えたのちに帰国をした場合には、国外転出時課税を受けた有価証券等を譲渡等した際の取得原価にその税額を加算して、確定申告することとなります。

駆け足で、「**国外転出時課税**」を説明しましたが、国税当局も現在強い関心を寄せているところですので、早期に現状を確認されて、然るべき対応をお願いします。

というのも、国税当局は、2014年（平成26年）創設の「**国外財産調書制度**」をはじめとする各種の資産資料・情報を蓄積しているうえに、必要であれば、個々人の出入国記録を照会することが可能であるので、思いもよらない局面に立たされる可能性があるからです。

特に海外進出した企業群のオーナーさんが注意すべき重要な事項です。

余談ですが、カッコ書した「**出国税**」には、「**国外転出時課税制度**」のほかに、「**国際観光旅客税**」があります。

これも「**出国税**」と呼ばれ、2019年（平成31年）1月7日以降発券かつ搭乗分より、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものであって、「**国外転出時課税制度**」とはまったく性質を異にしています。

ご参考までに！



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日 (曜)	時間	主催	行事	会場	
2022	1	17 (月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 1/2 回目 ※募集は終了しました	サンセルコビル(7F)	
		18 (火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(ワード初級) 2/2 回目 ※募集は終了しました	サンセルコビル(7F)	
		24 (月)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 1/2 回目 ※募集は終了しました	サンセルコビル(7F)	
		25 (火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座(エクセル初級) 2/2 回目 ※募集は終了しました	サンセルコビル(7F)	
		27 (木)	18:00～20:30	本部	新春講演会・会員交流会 (12月号に案内同封済)	ソラリア西鉄ホテル	
	2	10 (木)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会(本号に案内同封)	西鉄グランドホテル	
		18 (金)	14:00～15:30	本部	医療健康セミナー(本号に案内同封)	西鉄グランドホテル	
		18 (金)	19:00～21:30	青年部会	カップリングパーティー (本号に案内同封)	クアンティック	
	3	15 (火)	14:00～15:20	本部	経営セミナー(案内準備中)	ソラリア西鉄ホテル	
		23 (水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス	
		23 (水)	15:00～16:00	本部	理事会	福岡ガーデンパレス	
		25 (金)	14:00～15:30	本部	決算事務説明会(案内準備中)	福岡ガーデンパレス	
	4				本部	新社会人セミナー	
		20 (水)			本部	正副会長会	西鉄グランドホテル
		20 (水)			本部	理事会	西鉄グランドホテル

※日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。